

事業番号

112

平成24年度事業評価シート（平成23年度事業の評価）

1. 事業の概要

事業名	消費者行政推進事業			担当課	商工観光課	
事業期間	開始年度	昭和48年度 ~	終了予定年度	担当係	商業観光係	
総合計画	めざすまちの姿	3 安全で安心して暮らせるまち				
	目標	5 消費生活の安定と向上を図る（消費者保護）				
	成果指標	消費者がトラブルに巻き込まれないための支援体制が充実していると感じる市民の割合	中間目標 (H27)	10%	最終目標 (H32)	15%
		消費生活に関する出前講座の参加者数		280人		330人
		消費生活展の来場者数		1150人		1400人
予算区分	一般会計	7 款 商工費		1 項 商工費		2 目 消費者行政費
	細事業	173 消費者行政関係経費				
位置づけ	関連計画					
	根拠法令	・消費者基本法4条、17条第2項、19条第1項 ・消費者安全法8条第2項				
実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 市 ・ <input type="checkbox"/> 国 ・ <input type="checkbox"/> 県 ・ <input type="checkbox"/> その他					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 市が直接実施・運営 <input type="checkbox"/> 一部又は全部委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> その他（					
対象（誰のため）	<input checked="" type="checkbox"/> 全市民 <input type="checkbox"/> 特定の市民 <input type="checkbox"/> 特定の団体 <input type="checkbox"/> その他					
事業の目的（何のため）	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談室に関する市民の認知度を向上させる。 消費者被害の拡大防止を図る。 消費者トラブルを未然に防止するために、市民の学習の場を提供する。 					
内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談の充実 相談室情報の普及 消費者啓発、学習事業の実施 消費生活展の開催 消費者被害に関する情報提供 					
これまでの改善・見直しの状況	<ul style="list-style-type: none"> 昭和48年 週1回の相談で相談事業開始 平成13年 消費相談開催日を週1回から2回に増加 平成16年 消費相談開催日を週2回から3回に増加 平成19年 消費相談開催日を週3回から4回に増加 平成22年 消費相談開催日を週4回から5回に増加及び新居支所で月2回の出張相談開始 					

2. コスト

（単位：千円）

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度事業費	
事業費	予算	4,432	2,882	2,851	(内訳)	
	決算	3,515	2,635		物件費(相談員報酬)	1,152
財源内訳	国庫支出金				物件費(旅費・消耗品)	1,456
	県支出金	2,628	1,252	1,351	補助費等(負担金)	27
	地方債					
	その他					
	一般財源	887	1,383	1,500		
職員人件費	902	948	472	人工	0.1 人	

3. 事業の評価

事業の実施状況

内容		単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	達成率	
活動指標	相談実施回数	回	目標	200	243	200	77%
		実績	110	186			
	出前講座実施回数	回	目標	8	8	8	50%
		実績	4	4			
			目標				
			実績				
<p>平成23年度活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談事業 消費者啓発・学習事業 							
実績・改善	課題・問題点となった事項	<ul style="list-style-type: none"> IT関連のトラブルが多くなり、相談内容がより複雑化している。 					
	どう対処したか	<ul style="list-style-type: none"> 相談員の資質向上のため、研修会等に積極的に参加した。 					
	改善点	出前講座で講義をする際に、一般的な事例だけでなく湖西市内で発生した身近な事例を中心に話すよう改善した。				効果額 H24-H23 (千円)	
	事業目的の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 相談実施回数は、目標を達成できなかった。月曜日～金曜日（午前中のみ） 出前講座は目標の回数に届かなかった。 					
自己評価	※必要性事業を廃止・休止したときの影響	消費トラブルの相談窓口が他の課で行う弁護士相談だけになり、消費者の相談件数に対応できなくなる。また、啓発活動や出前講座等がなくなることで、消費者に情報が伝わりにくくなり、消費者たる市民が不利益を被る可能性がある。					
	判定	A 継続	②より一層の充実を図り実施		事業主体	市	
	判定理由	消費者（市民）が安心して暮らすために、相談を充実させる必要あり。（午前中から終日に拡充する。）消費者行政推進事業に対する県補助が平成24年度で終了してしまうので、財政面でのバックアップがより重要になる。					
	今後の方向性	消費生活相談事業を継続するとともに、悪質商法被害防止などの啓発事業による、消費者の意識向上を図る。					